

令和8年(2026年)5月8日

保護者の皆様

札幌市立南白石小学校

校長 佐藤 元基

令和8年度 学校諸費の納入について

仲春の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。また日頃より、本校の教育活動に対しまして深い御理解と温かい御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和8年度の学校諸費の引落につきまして下記の通り計画いたしました。ゆうちょ銀行からの自動引落となっておりますので、忘れずに御入金をお願いいたします。

記

		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	備考
5月27日 (木) (4~7月分)	日本スポーツ振興センター	460	460	460	460	460	460	
	行事費					3,500		宿泊学習1回目
	前期教材費	4,190	3,170	4,870	4,370	4,540	5,000	
	用紙費(月150円)	600	600	600	600	600	600	
	PTA会費(月100円)	400	400	400	400	400	400	長子のみ
	PTA共済会	500	500	500	500	500	500	次子以降380円
	長子	6,150	5,130	6,830	6,330	10,000	6,960	
次子以降	5,610	4,590	6,290	5,790	9,460	6,420		
8月27日 (木) (8~12月分)	後期教材費	1,340	1,340	2,910	2,880	2,670	2,940	
	用紙費(月150円)	750	750	750	750	750	750	
	PTA会費(月100円)	500	500	500	500	500	500	長子のみ
	長子	2,590	2,590	4,160	4,130	3,920	4,190	
	次子以降	2,090	2,090	3,660	3,630	3,420	3,690	
3月1日(月) (1~3月分)	用紙費(月150円)	450	450	450	450	450	450	
	行事費			金額未定	金額未定	金額未定	金額未定	スキー学習
	PTA会費(月100円)	300	300	300	300	300	300	長子のみ
	同窓会費						100	6年生のみ
	長子	750	750	750	750	750	850	
	次子以降	450	450	450	450	450	550	
年間納入 合計	長子	9,490	8,470	11,740	11,210	14,670	12,000	
	次子以降	8,150	7,130	10,400	9,870	13,330	10,660	
口座振手数料		30	30	30	30	30	30	

*今年度は、全学年、年間3回の引落となります。

*1児童1回につき、10円の口座振替手数料が加算されます。

なお、銀行の手数料改定により、変更される場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

*要・準要保護の方は、日本スポーツ振興センター掛金を除いた金額を収めていただきます。

行事費:

*5年生の宿泊学習費(3,000円)は、5月に1回目の徴収をします。

2回目の宿泊学習費につきましては、学習終了後に金額を算出し、徴収させていただきます。

*6年生の修学旅行費は、別方法で徴収します。

*3年生以上のスキー学習代(スキー場利用料・バス代)については、学習終了後に金額を算出し、学校諸費に含めて徴収させていただきます。

教材費:4月実施の学力テスト代を含んでおり、前期教材費分で徴収します。

*同窓会費については、今年度見直しを検討中のため、変更の可能性があります。

2. 各回の自動引落金額

引落日		5月27日(木)		8月27日(木)		3月1日(月)		合計	
		諸経費	手数料	諸経費	手数料	諸経費	手数料	諸経費	手数料
1年生	長子	6,150	10	2,590	10	750	10	9,490	30
	次子以降	5,610	10	2,090	10	450	10	8,150	30
2年生	長子	5,130	10	2,590	10	750	10	8,470	30
	次子以降	4,590	10	2,090	10	450	10	7,130	30
3年生	長子	6,830	10	4,160	10	750	10	11,740	30
	次子以降	6,290	10	3,660	10	450	10	10,400	30
4年生	長子	6,330	10	4,130	10	750	10	11,210	30
	次子以降	5,790	10	3,630	10	450	10	9,870	30
5年生	長子	10,000	10	3,920	10	750	10	14,670	30
	次子以降	9,460	10	3,420	10	450	10	13,330	30
6年生	長子	6,960	10	4,190	10	850	10	12,000	30
	次子以降	6,420	10	3,690	10	550	10	10,660	30

3. その他

要・準要保護の方は、日本スポーツ振興センター掛金を除いた金額を収めていただきます。